

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害のリスク

<地域概要・立地>

当町は茨城県の最北西端で、中心地（役場所在地）は
海拔 103m、東経 140 度 21 分、北緯 36 度 46 分に
位置している。東西 19km、南北 28km でやや南北に
長いほぼひし形の形をしている。総面積は 325.76k 平
方メートルと県全体の約 20 分の 1 を占める広大な町
である。

面積の約 8 割は、八溝山系と阿武隈山系からなる山
岳地で、八溝山をはじめ高笹山、男体山など県内有数の
秀峰を擁している。

この山あいから流れる中小河川は数多く、これらは源
を福島県に発して町の中央部を流れる久慈川に注いで
いる。この各河川に沿って、狭あいながらも耕地が開け、
人家が集落を形成している。



図 1 位置図

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で高い確率で発生
すると言われている。また、平成31年3月の「茨城県地震被害想定調査」によれば当町では、「棚倉破
砕帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震」により、最も被害が大きくなると想定されている。次い
で「F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震」が想定されている

表 1 茨城県地震被害想定結果（大子町）

| 想定地震 | 想定規模 | 大子町 の震度 | 建物被害 | 人的被害 | | |
|----------------------------------|-------|------------|------------------|--------------|---------------|--------------|
| | | | 全壊・焼 失・半壊 | 死者 | 負傷者 | 重傷者 |
| 棚倉破砕帯 東縁断層、 同西縁断層の連動によ る地震 | Mw7.0 | 6強 | 2,190棟 (冬18時) | 17人 (冬深夜) | 268人 (冬深夜) | 19人 (冬深夜) |
| 太平洋プレート(北部) による地震 | Mw7.5 | 5強 | 59棟 (冬18時) | * (冬深夜) | 11人 (冬深夜) | 2人 (冬深夜) |

「*」…わずかという意味である。

「Mw」…モーメントマグニチュードのこと。地震は地下の岩盤がずれて起こるが、この岩盤のずれの規模
(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュードのことをいう。

(出典：茨城県地震被害想定調査 平成31年2月 計算結果実数表示)

(洪水：大子町土砂災害・洪水ハザードマップ)

当町の各河川流域の最大総雨量（久慈川流域：48時間の総雨量616mm、押川流域：24時間の総雨量661mm）で想定されたハザードマップによると、当会が立地する地域においては、久慈川・押川の越水又は溢水で3m～5mを超える浸水が予想されている。当該河川の洪水浸水想定区域には、小売、サービス、飲食、建設、理美容、旅館、製造、キャンプ場、採石場など多くの事業者が立地している。

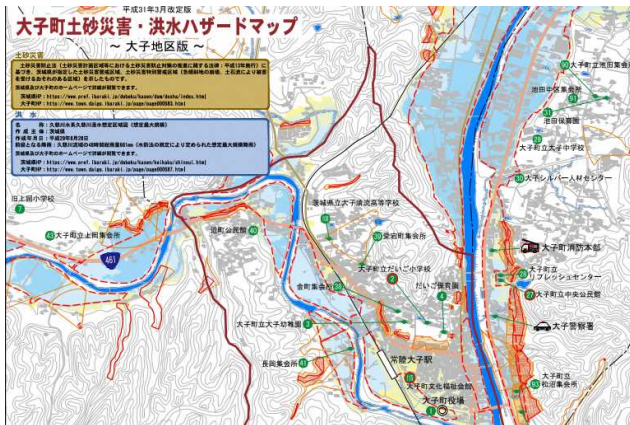


図2 大子町土砂災害・洪水ハザードマップ

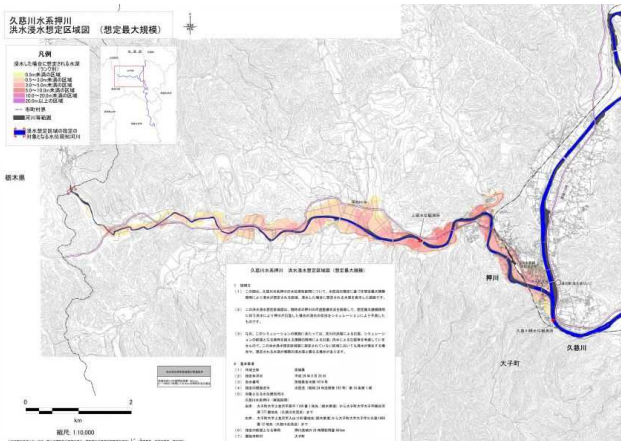


図4 押川洪水浸水想定区域、中小河川の位置 (大子町)

出展：茨城県「久慈川水系押川浸水想定区域 (想定最大規模)」、国土交通省「国土数値情報の河川」(背景地図：国土地理院「地理院

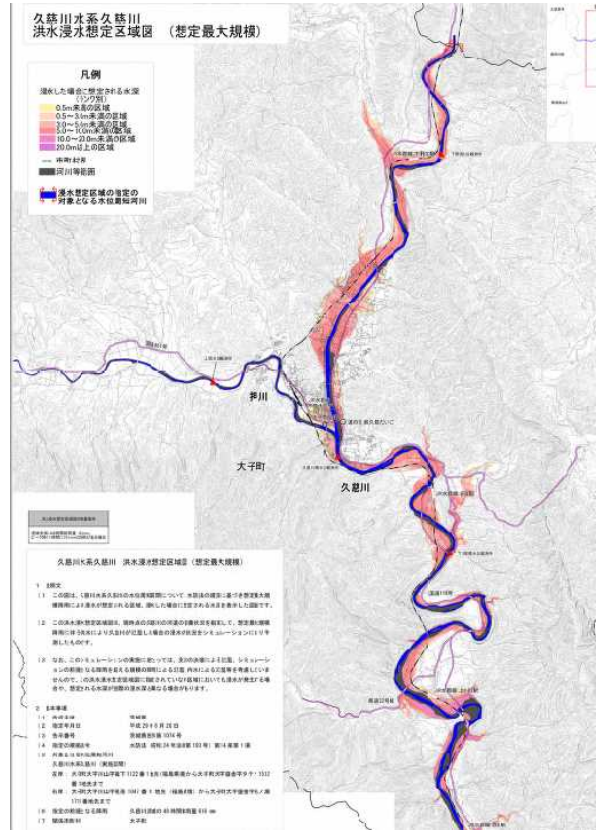


図3 久慈川洪水浸水想定区域、中小河川の位置 (大子町)

出展：茨城県「久慈川水系久慈川浸水想定区域 (想定最大規模)」、国土交通省「国土数値情報の河川」(背景地図：国土地理院「地理院地図」)

(土砂災害：大子町土砂災害・洪水ハザードマップ)

当町は、山間地であるため急傾斜地が多く、崩壊や地滑りなどの土砂災害が発生する可能性が高い土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が多く指定されており、各地区に点在している。そのため、小売、サービス、飲食、建設、製造、木材製品などが当該区域内に多数立地している。

表2 土砂災害警戒区域等の指定状況 (大子町)

| 区分 | | 箇所数 |
|------|----------|-----|
| 土石流 | 警戒区域 | 484 |
| | うち特別警戒区域 | 422 |
| 急傾斜 | 警戒区域 | 129 |
| | うち特別警戒区域 | 129 |
| 地すべり | 警戒区域 | 21 |
| | うち特別警戒区域 | 0 |
| 合計 | 警戒区域 | 634 |
| | うち特別警戒区域 | 551 |

(出典：茨城県ホームページ分)

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

- ・インバウンドを含む観光需要の落ち込み、宿泊のキャンセル、イベントや会合の休止、外出自粛の動き等により売上が急減する。
- ・海外工場の操業停止、部品・材料の納入遅延等サプライチェーンの混乱により、生産が減少し受注を停止せざるを得なくなる。

(その他)

町内の久慈川・押川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。過去の水害としては、昭和61年8月の台風10号、平成3年9月の台風第18号、特に令和元年東日本台風において、久慈川及び押川が溢水し、全壊35棟、大規模半壊107棟、半壊307棟、一部損壊139棟、計588棟にのぼり、近年の水害としては過去最大の被害を受けた。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 1,090人
- ・小規模事業者数 887人

【内訳】

(※括弧内は小規模事業者数で内数)

| 業 種 | | 商工業者数 | 事業所の立地状況等 |
|------------------|-------------------|-------------|-------------|
| 商工業者 | 農林漁業 | 14 (13) | 町内に広く分散している |
| | 建設業 | 184 (175) | 町内に広く分散している |
| | 製造業 | 103 (87) | 町内に広く分散している |
| | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 1 (1) | 町内に1店舗 |
| | 情報通信業 | 3 (3) | 町内に広く分散している |
| | 運輸業、郵便業 | 16 (12) | 町内に広く分散している |
| | 卸売業、小売業 | 321 (259) | 町内に広く分散している |
| | 金融業、保険業 | 6 (5) | 町内に広く分散している |
| | 不動産業、物品賃貸業 | 23 (23) | 町内に広く分散している |
| | 学術研究、専門・技術サービス業 | 17 (14) | 町内に広く分散している |
| | 宿泊業、飲食サービス業 | 125 (93) | 町内に広く分散している |
| | 生活関連サービス業、娯楽業 | 102 (88) | 町内に広く分散している |
| | 教育、学習支援業 | 44 (27) | 町内に広く分散している |
| | 医療、福祉 | 51 (24) | 町内に広く分散している |
| | 複合サービス事業 | 12 (9) | 町内に広く分散している |
| | サービス業(他に分類されないもの) | 52 (41) | 町内に広く分散している |
| 公務(他に分類されるものを除く) | 16 (13) | 町内に広く分散している | |
| 合 計 | 1,090 (887) | | |

(3) これまでの取組み

1) 当町の取組み

①地域防災計画の策定

大子町地域防災計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、当町の地域にかかる災害対策を実施するにあたり、町並びに防災関係機関がその全機能を発揮して町民を災害から保護するための事項を定め、もって防災の万全を期するものである。

また、当町における各種災害に対応するため基本的かつ総合的な計画として策定するものであり、この計画は、「風水害等対策計画編」、「震災対策計画編」、「原子力災害対策計画編」など7種の災害対策から構成され、町域における防災活動の指針としての性格を有するとともに、災害が発生した場合、状況に応じて有機的な運用を図るものとする。

②大子町国土強靱化地域計画の策定

当計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年12月11日法律第95号）第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定する。

また、国の「国土強靱化基本計画」、茨城県の国土強靱化地域計画である「茨城県国土強靱化計画」と調和のとれた計画とすると同時に、「大子町第6次総合計画」における地域防災力の向上などの具体的な施策を推進する上での指針となる計画として位置づける。

国や茨城県における強靱化の状況、社会情勢の変化に応じた施策の推進が必要となることから、計画期間は「国土強靱化基本計画」及び「茨城県国土強靱化計画」を鑑み、5年間の計画とする。（令和元年度から令和5年度まで）

③第6次大子町総合計画による防災に係る施策の推進

総合計画では、災害に強く安全なまちづくりの推進として、早期の災害復旧及び復興の推進、大規模災害の発生に備えた防災体制の強化、地域防災力の強化等に取り組んでいる。

④避難所の備蓄物資及び設備の整備

当町では、有事の際に備え、備蓄物資及び設備の整備に努めており、各地区（町内12箇所）に基幹避難所を設け、同敷地内に大型の防災倉庫を設置することで、長期的な避難生活に備えた食糧、飲料水及び避難所運営に必要な資機材の確保に努めている。また、当該防災倉庫は、近傍地域の自主避難所とも連携し、備蓄品の受渡しをすることで、自主避難所運営に必要な資機材の早期輸送が可能となり、町内全域を網羅する役割を担っている。なお、備蓄物資及び設備に関する主なものは次に示すア～ケの通りである。

| | 備蓄物資及び設備の整備内容 |
|---|--|
| ア | 食糧、飲料水 |
| イ | 生活必需品及び生理用品 |
| ウ | 通信機材（衛星携帯電話、IP無線機、災害時用公衆電話を含む） |
| エ | コミュニティFM放送設備（緊急起動ラジオ含む） |
| オ | 照明設備（非常用発電機、投光器、暖房資機材及び非常用電源確保に関する協定締結 |
| カ | 給水用機材及び飲料水の供給に係る協定締結 |
| キ | 新型コロナウイルス感染症対策用品（消毒液、マスク、パーティションテントなど） |
| ク | 各種工具類 |
| ケ | その他避難に必要な資機材 |

⑤大子町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

当計画は、町域にかかる新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、当町が実施する措置等を定める。

2) 当会の取組み

①事業者BCP策定セミナーの開催

大子町商工会会員向けにセミナーを開催した。

専門講師を招き、町のハザードマップを活用し、事業継続力強化計画を広く啓発している。

②防災品の備蓄

飲料水（ペットボトル）をはじめ、ビニールシートや土嚢袋・タオルなどを備蓄

③感染症への対応

- ・感染症対策としてマスクや消毒液の備蓄

- ・特別相談窓口の開設

- ・緊急融資相談への対応

- ・会員事業者への影響調査の実施

感染症によりどんな影響を受けているかについてアンケート調査を実施

- ・飲食店の支援

来店客の減少により影響を受ける飲食業者を対象に、テイクアウト・デリバリーに対し支援する大子町飲食店応援事業「今こそ！食べて応援」を企画

④その他

補助金申請、労務支援（雇用調整助成金等）、持続化給付金、家賃支援給付金、一時支援金、月次支援金等施策への情報提供支援

II. 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、防災経験や訓練自体の経験者が少なく、ハザードマップの把握をはじめとする危機管理に関する情報収集や防災意識の高揚が急務となっているが、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、災害復旧の備えとなる保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

① 当町に所在するBCP策定事業者が少ない

BCP策定事業者はごく一部である。当町は令和元年東日本台風の影響で床上浸水等甚大な被害を受けた。その際、機械や重機などの故障で事業継続に支障をきたした。

② 支援職員の知識向上が求められる

BCP策定に関しては専門知識が必要となる。今後、BCPに関する職員研修等が必要になってくる。

③ 当会において防災訓練を行っていない

当町のハザードマップによるリスク確認、有事の際の避難訓練・連絡網の確認等が必要である。

④ 感染症に対する支援

職場内における感染防止対策の周知と実施の徹底、確認が必要。体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、保険の必要性を周知するなどが必要である。

⑤ 事業者に向けて、地域の災害リスクに関しての周知が不足している

管内事業者には小規模事業者(特に家族のみで経営している事業者)が多く、BCPへの関心が低く、BCPに取組む意識も薄く優先順位も高くないため、防災・減災・復旧対策が不十分。

III. 目標

- 管内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- 発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、商工会・県・町との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- 発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- 小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。
 - 事業継続力強化計画認定 10社/年
 - 各種共済・保険制度への加入推進（見直し含む）10社/年
（火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、福祉共済、貯蓄共済、その他）

※ その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和4年4月1日～令和9年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1.事前対策>

町と連携を密にし、自然災害発災時や感染症発生時に速やかに応急対策等に取り組めるようにする。

1) 災害リスクの周知

- ① 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ② ホームページや町広報誌等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP（事業継続力強化計画等）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ③ 職員を対象としたリスクマネジメント基礎研修、管内の災害リスク、小規模事業者向け事業者BCPの作成などのスキルを習得する。
- ④ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ⑥ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ⑦ 自社のリスク診断のほか、専門家講師により、独自のマニュアルなどを用いたワークショップなど演習型の事業者BCP策定セミナーを実施する。

2) 商工会自身の事業継続力強化計画の作成

- ・令和3年度に事業継続力強化計画を作成済み。

3) 関係団体との連携

- ・茨城県商工会連合会に専門家の派遣を依頼し、普及啓発セミナーや損害保険(ビジネス総合保険等)の加入促進等について連携して実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・事業者BCP（事業継続力強化計画等）策定支援の進捗につき、経営指導員が巡回窓口等で確認し随時必要な場合には、専門家を交えるなどフォローを行う。

5) 訓練の実施

- ・当会は当町が主催する防災訓練に積極的に参加するとともに、訓練に合わせ当町との連絡ルートの確認等を行う。

< 2. 発災後の対策 >

■大規模自然災害

自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・災害発生後 1 時間以内に職員の安否報告を行う。SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を商工会と町で共有する。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身からまず安全確保を行い、警報解除後に出勤する等の対応を行う。
- ・職員が被災し、応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、すみやかに情報を共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

| 被害規模 | 被害の状況 | 想定する応急対応 |
|-----------|--|---|
| 大規模な被害がある | ・地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 | ①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握 ④復興支援業務 |
| 被害がある | ・地区内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 | ①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握 |
| ほぼ被害はない | ・目立った被害の情報がない。 | 特に行わない |

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

3) 被害情報の共有

当会と当町は以下の間隔で被害状況を共有する

| | |
|---------|--------------------|
| 発災後～1週間 | 1日に2回共有する（10時・16時） |
| 1週間～2週間 | 1日に1回共有する |
| 2週間～1ヵ月 | 1週間に2回共有する |
| 1ヵ月以降 | 1週間に1回共有する |

■感染症の世界的大流行（パンデミック）

感染症の世界的大流行（パンデミック）が発生した場合は、以下の手順で対応する。

1) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・当町は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・当会は、電話・メール・FAX等により管内事業者の被害状況を確認する。

3) 被害情報の共有

- ・当町と当会は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

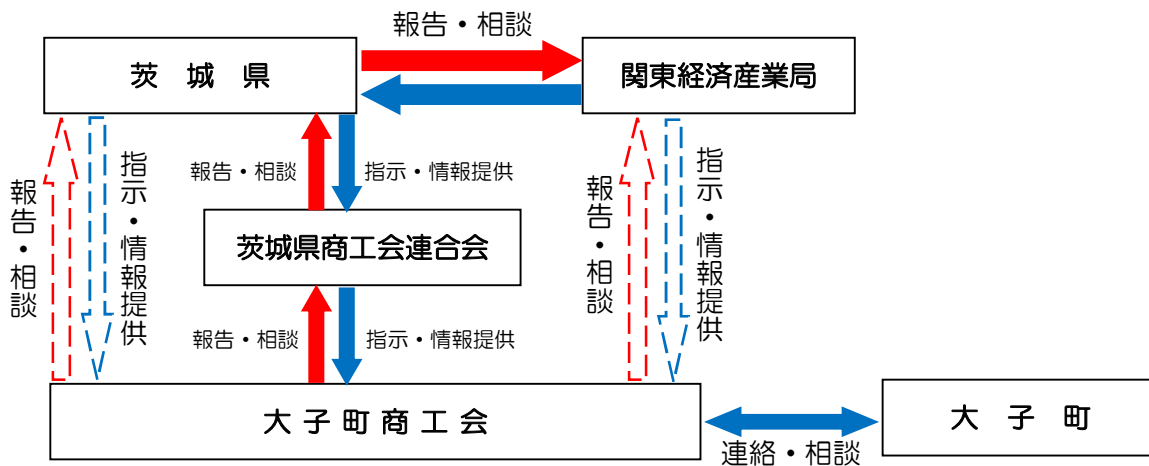
| | |
|---------|------------|
| 海外発生期 | 1週間に1回共有する |
| 国内発生早期 | 1週間に1回共有する |
| 国内感染期 | 2日に1回共有する |
| 国内感染拡大期 | 1日に1回共有する |

4) 被害情報の報告

- ・当会と当町とで情報を共有した上で、当町においては県が定める期日までに県へ報告する。また、当会においては茨城商工会県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことの可否について検討する。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、茨城県の指定する方法にて当会又は当町より茨城県へ報告する。



(被害状況報告様式)

| 産業戦略部関係団体の被害状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|-----|------|---------|-------------------------|----------------|-------------|-------------|---|-------------|-----------|-------------|------------|-------------|-------------|-------------|--------------------|-----|
| | | | | | | | | | | | | 団体番号 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 報告者 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 電話番号 | | | | | |
| ○関係団体の被害の概要 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人的被害 | | | | 物的被害 | | | | その他 | | | | | | | | | |
| ※職員、従業員等の被害の概要を記載 | | | | ※所有土地、建物、設備、商品等被害の概要を記載 | | | | ※左記以外の被害の概要(例えば、直接的な被害が無くても、関連企業等が被害を受けたことにより、流通経路に障害が発生した場合など) | | | | | | | | | |
| ○被災中小企業者の被害状況(詳細)(関東経済産業局への報告を想定した際の) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| No | 所在地 | 被害態様 | 事業所名 | 業種 | 工業 or 商業 | 従業員数 (人) | 資本金 (千円) | 土地 | | 建物 | | 機械設備 | | 商品、原材料、仕掛品等 | | 従業員財 産等 (千円) | |
| | | | | | | | | 面積 (㎡) | 被害額 (千円) | 面積 (㎡) | 被害額 (千円) | 時価 (千円) | 被害額 (千円) | 時価 (千円) | 被害額 (千円) | | |
| 例 | ●市 | A | 茨城産業(株) | 金属加工 | 工業 | 5 | 20,000 | 100 | 200 | 100 | 300 | 100 | 80 | 100 | 90 | 870 | 134 |
| 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や茨城県、町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

- ・感染症の場合、事業活動の影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・国や茨城県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を茨城県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

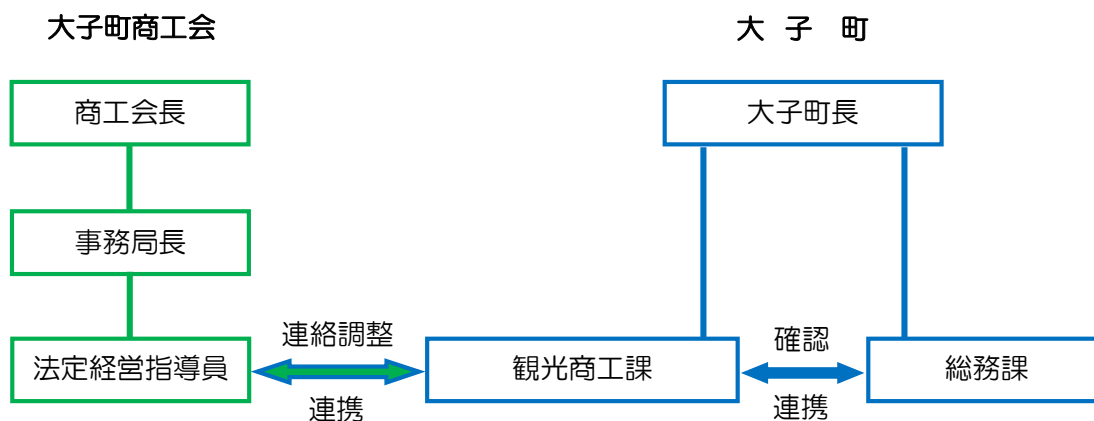
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年3月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 堀江 佳次(連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会、関係町連絡先

①商工会

大子町商工会

〒319-3551 茨城県久慈郡大子町池田2732-3

TEL. 0295-72-0191 / FAX. 0295-72-0806

E-mail. info@daigomachi.or.jp

②関係市町村

大子町 観光商工課 観光商工担当

〒319-3526 茨城県久慈郡大子町大子866

TEL. 0295-72-1138 / FAX. 0295-72-1167

E-mail. kankou@town.daigo.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要な資金の額 | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 |
| 会議運営費 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| セミナー開催費 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 |
| パンフ・チラシ作成費 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 専門家派遣費 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法 |
|--|
| 会費収入、太子町補助金、茨城県補助金、事業収入 等 ただし、上記経費のうち講師や専門家の謝金・旅費については必要額を見込んでいるが、専門家派遣や連携する損保会社が無償等で派遣応諾いただいたときには、当該経費が減額になる場合がある。 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携者なし